

【用語】勝手—都合、わがまま 向後—この後、今度 差構—さしきわり、異議を申し立てる 爪印—指頭に墨をつけ、文書の自分の名の下におして証とする 暇—ここでは離婚のこと 其元—そなた 実正—間違いなく、たしかなこと

【解説】離縁状とは、庶民が離婚する時に夫が妻に渡した文書で、去状・暇状・隙状・離別状などともいわれた。また、離縁状の大部分が三行半で書かれているので「三くだり半」とも呼ばれている。記載内容は、夫が妻に離婚する旨を言い渡した離縁文言と、以後の再婚を許可することを記した再婚許可文言から成り立っている。そして離縁状の柱書(表題)は、「一札之事」「離縁一札之事」「離縁一札之事」など多種多様である。

この一例目の離縁状は、「差出申一札」となっており、その本文は「我等勝手ニ付離別」と、当時の用文書の書式例にしたがって「とも」と離婚したこと、そして後半は「とも」がだれと再婚してもかまわぬという再婚許可文言からなっている。二例目は「暇状之事」となっているが、この表題は関西地方によくみられる書き出しである。この離縁状も「とめ」と離婚したこと、そして「何方江」縁付いてもかまわぬとしている。このように離縁状は、離婚したという確証を与えるとともに、だれと再婚しても異議を申し立てないという再婚許可証でもあった。なお、離縁状は自筆であることが要件とされているが、実際は代筆によるが多かったものと思われる。